

「TKC経営革新セミナー2019」

－開催のご案内－

【円満相続のための遺言書作成のポイント】

平成30年7月6日「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が成立しました。これにより、相続に関わる法律が大きく変わることになりました。

例えば、配偶者の居住権を保護する「配偶者居住権」が新設されるなど、配偶者保護のための改正がされています。遺言書については、自筆証書遺言の財産目録がパソコン等で作成できるようになり法務局での保管制度も始まります。

なぜこのような改正がされたのでしょうか？

答えは簡単です。そこに相続に関わる家族の争いがあるからです。相続財産が自宅しかないという場合に配偶者と子供の間で争いが起きて、配偶者が住む家を失うようなケースや、自社株式の支配権を巡って兄弟で争いが起き事業が継続できなくなるケースが散見されています。そこでこうした争いを防止し、円満な相続を促すための改正が行われました。遺言書に関する改正も、それをサポートするためのものです。

今回のセミナーは、円満相続のための遺言書作成のポイントを中心にお話をさせていただきます。多数の皆様のご参加を宜しく御願ひ申し上げます。

<1> 15:00 ~ 15:05

開会のご挨拶

<2> 15:05 ~ 16:50 (途中休憩を含みます)

【円満相続のための遺言書作成のポイント】

講師 税理士法人 縁(えにし) 代表社員税理士 稲田 昌之

<3> 16:50 ~ 16:55

クロージング(質疑応答)

<4> 16:55 ~ 17:00

閉会のご挨拶

<5> セミナー終了後 懇親会

開催日時：2019年10月10日(木)

参加対象者 企業経営者及び経営幹部の方

参加費 セミナー無料 懇親会費 1,000円

参加申込要領 参加申込書にご記入の上、税理士法人 縁(えにし)

(FAX 0744-45-2956)までお申込ください

お知り合いの方のご参加もお待ち申し上げます。ぜひお誘いください。

申 込 締 切 2019年10月4日(金)

お問い合わせ 税理士法人 縁(担当:森)

桜井市粟殿 355 番地

TEL: 0744-45-2955 FAX: 0744-45-2956

於: 大和信用金庫八木支店ビル 3階会議室

橿原市八木町1丁目6番23号

TEL 0744-22-1456

主 催 税理士法人 縁(えにし)

<交通アクセス>

電車でお越しの場合

近鉄大和八木駅下車 徒歩4分

近鉄八木西口駅下車 徒歩3分

車でお越しの場合

大和信用金庫八木支店ビル西隣の立体駐車場(有料)をご利用下さい。



経営革新セミナー2019参加申込書
 10/10(木) 15:00~17:00

貴社名 _____

ご住所 _____

電話番号 _____ FAX番号 _____

ご参加いただける方のお名前

所 属・役 職	氏 名	セ ミ ナ ー	懇 親 会
		参加・不参加	参加・不参加
		参加・不参加	参加・不参加

お誘いいただいた方のお名前

会 社 名	氏 名	セ ミ ナ ー	懇 親 会
		参加・不参加	参加・不参加
		参加・不参加	参加・不参加

送付先 税理士法人 縁(えにし) FAX 0744-45-2956